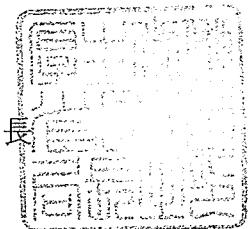


医政発第1016005号

平成20年10月16日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長



### 救急医療対策実施要綱の一部改正について

救急医療対策の整備事業については、昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「救急医療対策事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成20年10月16日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別編

表对照新旧对照表

一部改正医政発第1016005号  
平成20年10月16日

厚生労働省医政局

改

正

後

現

行

]

	改 正	現 行	目 次	目 次	現 行
第 1	小児救急医療啓発事業	.....	1 第 1 小児救急医療啓発事業	.....	1
第 2	小児救急電話相談事業	.....	1 第 2 小児救急電話相談事業	.....	1
第 3	初期救急医療体制 (休日夜間急患センター、小児初期救急センター)	.....	2 第 3 初期救急医療体制 (休日夜間急患センター、小児初期救急センター)	.....	2
第 4	小児救急地域医師研修事業	.....	3 第 4 小児救急地域医師研修事業	.....	3
第 5	入院を要する(第二次)救急医療体制 (病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療拠点病院運営事業、ヘリコプター等添乗医師等確保事業)	.....	4 第 5 入院を要する(第二次)救急医療体制 (病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療拠点病院運営事業、ヘリコプター等添乗医師等確保事業)	.....	4
第 6	救急医療専門領域医師研修事業	.....	6 第 6 救急医療専門領域医師研修事業	.....	6
第 7	救命救急センター	.....	7 第 7 救命救急センター	.....	7
第 8	高度救命救急センター	.....	9 第 8 高度救命救急センター	.....	9
第 9	ドクターへり導入促進事業	.....	10 第 9 ドクターへり導入促進事業	.....	10
第10	救急救命十病院実習受入促進事業	.....	11 第10 救急救命十病院実習受入促進事業	.....	11
第11	非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業	.....	12 第11 非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業	.....	12
第12	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報センター)	.....	13 第12 救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報センター)	.....	13
第13	救急患者受入コードイネーター事業	.....	15 第13 救急患者受入コードイネーター事業	.....	15
第14	中毒情報センター情報基盤整備事業	.....	16 第14 中毒情報センター情報基盤整備事業	.....	16

第1～第4 (略)	改 正 後
第5 入院を要する (第二次) 救急医療体制	現
<p>1. 目的</p> <p>(1) 病院群輪番制病院、共同利用型病院及び小児救急医療支援事業（以下病院群輪番制病院等運営事業といふ。）は、地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する（第二次）、救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター（小児初期救急センター）、連携体制のものとし、休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする重症急救患者の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(2) 小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター（小児初期救急センター）、連携体制のものとし、休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする重症急救患者の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(3) 小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター（小児初期救急センター）、連携体制のものとし、休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする重症急救患者の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(4) 小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター（小児初期救急センター）、連携体制のものとし、休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする重症急救患者の医療を確保することを目的とする。</p>	<p>1. 目的</p> <p>(1) 病院群輪番制病院、共同利用型病院及び小児救急医療支援事業（以下病院群輪番制病院等運営事業といふ。）は、地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する（第二次）、救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター（小児初期救急センター）、連携体制のものとし、休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする重症急救患者の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(2) 救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター（小児初期救急センター）、連携体制のものとし、休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする小児の重症急救患者の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(3) 小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター（小児初期救急センター）、連携体制のものとし、休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする小児の重症急救患者の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(4) 小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター（小児初期救急センター）、連携体制のものとし、休日及び夜間ににおける入院治療を必要とする小児の重症急救患者の医療を確保することを目的とする。</p>
<p>2. 補助対象</p> <p>(1) 病院群輪番制病院等運営事業</p> <p>ア 地域設定</p> <p>地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。</p> <p>イ 地域設定</p> <p>地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。</p> <p>ウ 地域設定</p> <p>地域設定は、原則として複数の二次医療圏単位とする。ただし、複数</p>	<p>2. 補助対象</p> <p>(1) 病院群輪番制病院等運営事業</p> <p>ア 地域設定</p> <p>地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。</p> <p>イ 地域設定</p> <p>地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。</p> <p>ウ 地域設定</p> <p>地域設定は、原則として複数の二次医療圏単位とする。ただし、複数</p>

の二次医療圏単位によりがたいたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

イ 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院及び小児の病床を有し、小児等の医療従事者との医療機関として診療機能を有する病院とする。

(3) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

ア 地域設定は原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたいたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めめたものとする。

イ 管制塔病院は都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、支援医療機関と連携して常時休日夜間ににおける救急患者受入体制を確保している第二次救急医療機関等とする。

(1) 支援医療機関 管制塔病院と連携し、管制塔病院からの転送・紹介患者を受け入れるための必要な空床を確保し、必要に応じて管制塔病院への医師の応援派遣等を行なう医療機関等を確保事業とする。

(4) 救急患者の搬送にヘリコプター等添乗医師等を使用し、これに医師等を添乗させる。事業を行っている地方公共団体とする。

3. 運営方針

(1) 病院群輪番制病院等運営事業

ア 地域の実情に応じた次の方式により休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

(ア) 病院群輪番制方式 地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により実施するものとする。

(イ) 共同利用型病院方式 医師会立病院等が休日夜間に病院の一部を解放し、地域医師会の協力により実施するものとする。

イ 小児救急医療支援事業 地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとする。

(1) 小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

(2) 小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療のとし、原則として、初期救急医療患者を受け入れるものとする。

(3) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

の二次医療圏単位によりがたいたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

イ 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院及び小児の病床を有し、小児等の医療従事者との医療機関として診療機能を有する（第二次）救急医療機関とする。

(3) 管制塔機能を有する病院

ア 地域設定は原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏によりがたいたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めめたものとする。

イ 管制塔病院は都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、支援医療機関と連携して常時休日夜間ににおける救急患者受入体制を確保している第二次救急医療機関等とする。

(1) 支援医療機関 管制塔病院と連携し、管制塔病院からの転送・紹介患者を受け入れるための必要な空床を確保し、必要に応じて管制塔病院への医師の応援派遣等を行なう医療機関等を確保事業とする。

(4) ヘリコプター等添乗医師等を使用し、これに医師等を添乗させる。事業を行っている地方公共団体とする。

3. 運営方針

(1) ヘリコプター等添乗医師等確保事業

ア 救急患者の搬送にヘリコプター等を使用し、これに医師等を添乗させる。事業を行っている地方公共団体とする。

(ア) 運営方針 病院群輪番制病院等運営事業 地域の実情に応じた次の方式により休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設から転送患者を受け入れるものとする。

(イ) 共同利用型病院方式 医師会立病院等が休日夜間に病院の一部を解放し、地域医師会の協力により実施するものとする。

イ 小児救急医療支援事業 地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとする。

(1) 小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療患者を受け入れるものとする。

(2) 小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療のとし、原則として、初期救急医療患者を受け入れるものとする。

## ア 管制塔病院

管制塔病院は、適切な受け入れ医療機関を紹介することも含め救急搬送患者を確実に受け入れ、重症度、緊急度等に基づく診療の優先順位に応じて診療を行う等必要な対応を行ふものとする。  
また、都道府県と協力し、地域において救急搬送患者が円滑に受け入れられる救急医療体制を構築するにあたって中心的役割を担うものとする。

## イ 支援医療機関

支援医療機関は、原則として、必要な空床を確保し、管制塔病院からの転送・紹介患者を受け入れるものとする。要請により、必要に応じて管制塔病院に医師の応援派遣等を行うものとする。  
(4) 管制塔病院に医師の応援派遣等を実施するものとする。地方公共団体は、ヘリコプター等添乗医師等を確保するものとする。次により添乗医師等を確保するものとする。救急患者1人の搬送に対し、原則として医師1人の添乗とする。ただし、救急患者の症状に応じて看護師等1人の添乗を追加できるものとする。

## 4. 整備基準

- (1) 病院群輪番制方式  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(2) 共同利用型病院方式  
ヘリコプター等添乗医師等を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(3) 小児医療拠点病院  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(4) 管制塔病院  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(5) 支援医療機関  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(6) 管制塔病院と連携し、地域で必要となる受け入れ可能な空床を確保するものとする。  
ヘリコプター等添乗医師等を確保するものとする。地方公共団体は、ヘリコプター等へ容易に添乗できる体制を確保するものとする。

## 4. 整備基準

- (1) 病院群輪番制方式  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(2) 共同利用型病院方式  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(3) 小児医療拠点病院  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(4) 管制塔病院  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(5) 支援医療機関  
当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。  
(6) 管制塔病院と連携し、地域で必要となる受け入れ可能な空床を確保するものとする。  
ヘリコプター等添乗医師等を確保するものとする。地方公共団体は、ヘリコプター等へ容易に添乗できる体制を確保するものとする。

(3) ヘリコプター等添乗医師等を確保するものとする。救急患者1人の搬送に対し、原則として医師1人の添乗とする。ただし、救急患者の症状に応じて看護師等1人の添乗を追加できるものとする。

(7) 施設及び設備  
病院群輪番制病院及び共同利用型病院運営事業

(ア) 施設  
入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療部門（診療室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等）及び専用病室等を設けるものとする。  
また、心臓病及び脳卒中の重症救急患者を受け入れるため、心臓病専用病室（SCU）及び脳卒中専用病室（CCU）を設けるものとする。

(イ) 設備  
入院を要する（第二次）救急医療機関の診療機能として必要な医療機械を備えるものとする。  
また、必要に応じ、心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器を備えるものとする。  
このほか、必要な指示を搬送途上に伝達するため、地域の中心的な入院を要する（第二次）救急医療機関を備えるものとする。

イ 小兒救急医療拠点病院

(ア) 施設  
小兒重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な小兒科診療部門（診療室、手術室、处置室、薬剤室、エックス線室、検査室等）、小兒専用病室等を設けるものとする。  
(イ) 設備  
小兒重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な医療機械等を備えるものとする。

第6～第14 (略)

のと/orする。  
(5) 施設及び設備  
病院群輪番制病院及び共同利用型病院運営事業

(ア) 施設  
入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療部門（診療室等を設けるものとする。また、心臓病及び脳卒中の重症救急患者を受け入れるため、心臓病専用病室（SCU）を設けるものとする。)  
(イ) 設備  
入院を要する（第二次）救急医療機関の診療機能として必要な医療機械を備えるものとする。  
また、必要に応じ、心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器を備えるものとする。  
このほか、必要な指示を搬送途上に伝達するため、地域の中心的な入院を要する（第二次）救急医療機関を備えるものとする。

イ 小兒救急医療拠点病院

(ア) 施設  
小兒重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な小兒科診療部門（診療室、手術室、处置室、薬剤室、エックス線室、検査室等）、小兒専用病室等を設けるものとする。  
(イ) 設備  
小兒重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な医療機械等を備えるものとする。

第6～第14 (略)